

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和3年9月9日
事業者の氏名又は名称	有限会社平尾運送(法人番号9480002016046)(代表者 平尾弘)
事業者の所在地	徳島県三好市池田町州津西ノ久保330-4
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県三好市池田町馬路西之坊4-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第2号、第4項
違反行為の概要	<p>令和3年5月25日及び同年7月5日、重傷事故を端緒として監査を実施したところ、10件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の勤務時間及び乗務時間に従った乗務割等を定めていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間及び休日労働の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(4)事業用自動車の定期点検整備等を実施していなかったこと(安全規則第3条の2)</p> <p>(5)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(6)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(7)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(8)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(9)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(10)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	8点
違反点数(事業者)	8点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。